平成２６年（フ）第４８５７号
大阪府三島郡島本町桜井１丁目７番６号
債務者　冨　　貴臣
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１０号
大阪市淀川区三津屋南１丁目７番２号、前住所大阪府豊中市三国１丁目３番32号
債務者　栃平　　洋
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２８号
大阪府東大阪市池之端町１番43号　サンプラザ202
債務者　北山　久美
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４２号
大阪府寝屋川市高柳７丁目15番９号、前住所大阪府寝屋川市桜木町３番９号
債務者　森田　慎也
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６１号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目５番地の１　Ｄ４－204
債務者　義永　二朗
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２２号
大阪府豊中市庄内東町３丁目８番16―710号、前住所和歌山県新宮市千穂３丁目２番７号
債務者　藤岡　昌吾
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２４号
大阪市西成区南津守７丁目18番20―208号
債務者　栃澤　貴識
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４７号
大阪府茨木市玉櫛２丁目３番208号
債務者　藤井　孝雄
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７９号
大阪市西淀川区福町２丁目29番11号
債務者　カナザワクリーナこと　金澤　政一
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９８号
大阪市此花区高見３丁目１番31号　ジュンズ高見202号
債務者　竹久　　茂
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２４号
大阪市北区同心１丁目９番３号　クリエーション同心ビル501号室
債務者　**西嵜**　正和
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３１号
大阪府門真市向島町９番９号　東光マンション308号、前住所大阪府門真市向島町９番９号　東光マンション306号
債務者　奥村　　進
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０号
大阪市淀川区**塚**本２丁目16番６号　山田ビル403号
債務者　越智惠美子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０号
大阪市西成区梅南２丁目２番19―109号
債務者　中川　國雄
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２号
奈良県大和高田市甘田町９番24号　小林住宅15号室
債務者　辻本　賢治
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
埼玉県本庄市柏１丁目３番４号　本庄スカイハイツＢ棟403、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木2458番地８　メゾン越仙106号
債務者　飯塚　　忍（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９１号
山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町１丁目53番地コーポ関川Ｃ
債務者　渡部　政治
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
山形地方裁判所米沢支部